

糸満市立潮平中学校感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月18日

(1) <感染症対策について>

①基本的な感染症対策の実施

感染症対策のポイントは、「感染源を絶つこと」「感染経路を絶つこと」「抵抗力を高めること」であることを踏まえ、以下のような取組を行う。

ア 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪の症状がみられる生徒については、保護者に連絡して、自宅で休養させる。教職員についても同様の対応とする。

- ◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ◎ 登校後体調のすぐれない生徒については、保健室等で健康観察

イ 感染経路を絶つこと

- ◎ 手洗い(登校直後、給食前、帰宅後、トイレ後)や咳エチケットを徹底する。
- ◎ ハンカチ・タオルを利用しての拭き取りを徹底する。
- ◎ 水筒を利用しての水分の補給を徹底する。
- ◎ 学校医及び学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、適宜、消毒液(消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等)を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

ウ 抵抗力を高めること

- ◎ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

②集団感染のリスクへの対応

3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、1つ1つの条件が発生しないよう配慮する。

ア 換気の徹底

- ◎ 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにする。人の密度が低い状態でも換気に努める。
- ◎ 教室等でのエアコン使用は、休み時間ごとに換気を行い空気を入れ換える。

イ 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等

- ◎ 学校教育活動においては、通常マスクを着用とし、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用を指導する。

(2) <出席停止等の扱いについて>

①生徒の感染が判明した場合又は生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該生徒に対し、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取る。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。また、保健所が濃厚接触者の特定等必要な調査に協力する。

②児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、「学校保健安全法第19条による出席停止」等に基づき自宅で休養するよう指導する。この場合の出欠の扱いについては、「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

③保護者から学校を休ませたいと相談された場合は、まずは保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努める。その上で、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうる。

(3)〈心のケアについて〉

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

(4)〈感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について〉

感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別については、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮する。

(5)〈学習指導に関すること〉

- ①登校再開後には、学校において、しっかりと学習内容の定着を確認し、補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置を講じる。特に学習内容の定着が不十分な児童生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じる。
- ②指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。
- ③体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をする。また、児童生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ安全な実施が困難である場合、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなど工夫する。

(6)〈学校給食に関すること〉

給食時には、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底し、会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにせず、または会話を控えるなどの対応を行う。

(7)〈部活動に関すること〉

- ①部活動の実施に当たっては、一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意し活動を行う。
- ②生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの活動とする。
- ③部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しを行わない。
- ④体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施する。
- ⑤部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導する。